

青森県報

第二千九百四十七号

平成二十年
六月十八日
(水曜日)

教育委員会

県文化財の指定の解除……………

(保文 護化 課財) …… 五

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………

(事 務 局) …… 五

告 示

青森県告示第四百九十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項の規定により平成二十年五月八日及び九日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

飼料の試験の結果の概要…………… (畜産課) …… 一

公 告

平成十九年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の
状況の公表…………… (環境政策課) …… 二
地籍調査の成果の認証…………… (農村整備課) …… 三
建設業者の許可の取消し…………… (三 八 地 域 局) …… 三
右 同…………… (西 北 地 域 局) …… 四
右 同…………… (北 地 域 局) …… 四
出先機関…………… (上 北 地 域 局) …… 四
土地改良区の役員就任及び退任…………… (北 地 域 局) …… 五
土地改良区の役員就任…………… (同 局) …… 五

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称 ノーサン印 成鶏飼育用配 合飼料 ヘルシーSセブソ (A)	製 造 年 月 20.4	試 験 結 果 の 概 要							違反の内容			
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %		水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %
				17.6	5.1	3.09	0.55	3.1	10.3			2,840	11.7	

日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	トキワ印配合飼料	20.5	23.8	5.2	1.19	0.75	2.3	6.2			3.050	11.7	
		トキワ幼雛AP												
みちのく飼料株式会 社 八戸市大字河原木字 海岸24の9	同左	ニチワ印プロイラー肥育前 期用配合飼料	20.5	24.0	4.5	1.34	0.79	2.2	6.7			3.020	11.6	
		ニチワエツケ 日清丸紅印 肉牛用配合飼 料 ひかる後期	20.5	14.8	3.7	0.37	0.52	4.4	3.9			75.0	13.6	
同左	同左	NH肉牛MO	20.5	14.3	3.2	0.63	0.45	3.5	4.4			74.7	13.6	
		日清丸紅印 肉牛用配合飼 料 和牛仕上用	20.5	14.7	3.4	0.32	0.60	5.0	4.7			74.4	13.1	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあつては、個別検査項目別に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

公 告

平成十九年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況の公表

青森県県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第七十九号）第十一条の規定により、平成十九年度の県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等の状況を次のとおり公表する。

平成二十年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 協議の件数
 - 1 事前協議 五百十八件
 - 2 協議内容の変更の協議 五十五件
- 二 県外産業廃棄物の種類及び量

種 類	量
燃え殻	三、〇〇三トン
汚泥	三〇、八六六トン
廃油	九九〇トン

廃酸	四、六五九トン
廃アルカリ	五、八六八トン
廃プラスチック類	六、五七五トン
紙くず	五トン
木くず	一、六五三トン
繊維くず	二〇トン
食品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	三、〇五二トン
と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	二二トン
金属くず	四トン
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。以下同じ。）及び陶磁器くず	六一四トン
鋳さい	一、七〇八トン
工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	一九、八二二トン
動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。）	九一〇トン
動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）	三、七二七トン
ばいじん（特定の施設において発生するばいじん、集じん施設によって集められたものをいう。以下同じ。）	二四二、二七二トン

金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	合 計	三七〇、二二〇トン	四七トン	二二〇トン	三九七トン	一五、七七二トン	一、一九九トン	三三三トン	七七トン	二二、〇四六トン	一トン	六トン	四トン	四九三トン	二トン	三七トン	六トン	一〇九トン	四〇トン	四、〇五〇トン	五トン	二二一トン
燃え殻及びびいじんの混合物																						
燃え殻、鉱さい及びびいじんの混合物																						
燃え殻及びびいじんの混合物																						
汚泥及び廃油の混合物																						
汚泥、廃油及び木くずの混合物																						
汚泥及び廃アルカリの混合物																						
汚泥及び廃プラスチック類の混合物																						
汚泥及び金属くずの混合物																						
汚泥及び鉱さいの混合物																						
廃油及び廃プラスチック類の混合物																						
廃油、廃プラスチック類及び金属くずの混合物																						
廃酸、廃プラスチック類及び金属くずの混合物																						
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物																						
廃プラスチック類及び繊維くずの混合物																						
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず並びにガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物																						
廃プラスチック類及び金属くずの混合物																						

三 協定の締結の件数

五百十八件

四 環境保全協力金の額

二千四百七十九万四千八百円

五 環境保全協力金の使途

県外産業廃棄物等適正処理推進事業費（県外産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るために行う事前協議、監視、指導等に要する経費）
不法投棄防止対策事業費（不法投棄防止対策のために行う監視、指導等に要する経費）

~~~~~

地籍調査の成果の認証

五所川原市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

|       |     |        |
|-------|-----|--------|
| 市町村名  | 大字名 | 小字名    |
| 五所川原市 | 飯詰  | 影日沢の一部 |

~~~~~  
建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 三善産業株式会社
- 二 代表者の氏名 藤島 勝子

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字小田上二七の五一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一〇四〇二号

五 取消年月日 平成二十年五月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年三月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 グッドハウス

二 氏名 中坂 重徳

三 主たる営業所の所在地 八戸市下長二丁目一〇三三

四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第三〇〇一五三三

五 取消年月日 平成二十年六月四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年五月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社中川設備工業

二 代表者の氏名 中川 章一

三 主たる営業所の所在地 五所川原市字鎌谷町五二二の三

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第一二七一八号

五 取消年月日 平成二十年四月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、管、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年三月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、檀林土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年六月十八日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	中 岫 博 隆	上北郡七戸町字花松林ノ根二八の三	平成 二〇・ 五・三 就任
"	榎 林 文 昭	字竿打川原三四	"
"	中 村 助 定	字榎林家ノ前六六の一	"
"	荒 木 田 幸 之 丞	〇	"
"	宮 澤 政 美	字二ツ森家ノ表二一八	"

監事	附田 茂	字塚長根二〇の一	〃
理事	附田 正芳	字貝塚家ノ前三五	〃
	枋木 政則	字榎林家ノ前一二の八	三、五、二退任
	花松 正隆	字花松林ノ根二二	〃
	高田 達哉	字鉢森平一五八の二	〃
	中村 助定	字榎林家ノ前六六の一	〃
	附田 正芳	字貝塚家ノ前三五	〃
	榎林 文昭	字竿打川原三四	〃
	富田 眞情	字野崎四一の二三	〃
	宮澤 政美	字二ツ森家ノ表一一八	〃
	荒木田幸之丞	字榎林家ノ前一〇	〃
	中嶋 博隆	字花松林ノ根二八の三	〃
	高田 克雄	字榎林家ノ後六	〃
	附田 茂	字塚長根二〇の一	〃

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、沼崎土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年六月十八日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	和田 正義	上北郡東北町旭北二丁目六五七	平成二〇・三・二七

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第四号

県技芸根笹派大首笹流錦風流尺八の保持者松岡俊二郎（昭和五十六年六月青森県教

育委員会告示第五号）は、平成二十年三月七日死亡したので、当該保持者の認定は、青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第二十五条第七項の規定により解除された。

平成二十年六月十八日

青森県教育委員会

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第三十五号

平成二十年六月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十年六月十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、五〇九 人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二六二、五七二 人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

東津軽郡選挙区	八、三三三	人
西津軽郡選挙区	六、七〇〇	人
南津軽郡選挙区	六、九五四	人
北津軽郡選挙区	八、五二六	人
上北郡選挙区	二九、一四六	人
三戸郡選挙区	二二、〇九二	人
青森市選挙区	八四、五二七	人
弘前市選挙区	五、六一七	人
八戸市選挙区	六六、〇七五	人
黒石市選挙区	一〇、三七一	人
五所川原市選挙区	二、一六八	人
十和田市選挙区	一八、二〇六	人
三沢市選挙区	一、二二七	人
むつ市選挙区	二、三、〇六一	人
つがる市選挙区	一〇、七六五	人
平川市選挙区	一三、〇六七	人

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一
 青森県

(印刷所・販売人)
 青森市第一問屋町三丁目番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円一銭